

平成27年度 全国安全週間（第88回）

7月1日～7日 《準備期間：6月1日～30日》

～経営陣も管理者も。労働者一人ひとりも。みんなで安全意識をもって取り組みましょう～

スローガン

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

【工作中的怪我や事故の現状】

奈良県内の工作中的怪我や死亡事故(以下、「労働災害」といいます。)は、今なお年間約5,000人にもおよんでいます。

特に、平成26年には、死亡または4日以上休業を余儀なくされた労働者が前年に比べ4.9%増加して1,356人にも達しました。

また、死亡者は15人であり、平成20年以来6年ぶりの高水準となりました。

業種別には、製造業と運輸交通業で死傷者、建設業と第三次産業で死亡者が増加しました。

平成27年も5月15日時点で既に7人の貴い命が労働災害により失われています。これは、死亡者が多発した昨年にも迫る勢いです。

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはなりません。

中でも死亡災害は、被災労働者本人はもとより、その家族、知人・友人、所属している企業・上司・同僚にとってもかけがえのない命が失われるという極めて悲惨な出来事で、何としてもなくさなければなりません。

労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者をはじめ、全ての関係者が、この意識を共有し、それぞれが労働災害の防止に向けて責任ある行動を取ることが求められています。

【全国安全週間】

産業界の自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的とした全国安全週間(7月1日～7日)の準備期間が6月1日から始まります。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、本年で88回目を迎えます。

技術が高度化し、職場内の生産工程や作業工程が複雑化する中、労働災害を防止するためには、経営トップから労働者一人ひとりに至るまで仕事に携わる全員が、安全が重要であるという意識を持ち、現場の安全確認や、作業手順などの基本的なルールを守ることが重要です。

このような観点から、平成27年度の全国安全週間は、

**「危険見つけてみんなで改善
意識高めて安全職場」**

をスローガンとして展開されます。

この全国安全週間を契機として、一人ひとりが自分自身、ひいては職場の安全の重要性の認識をさらに深められ、安全活動の着実な実施が図られますようお願いいたします。

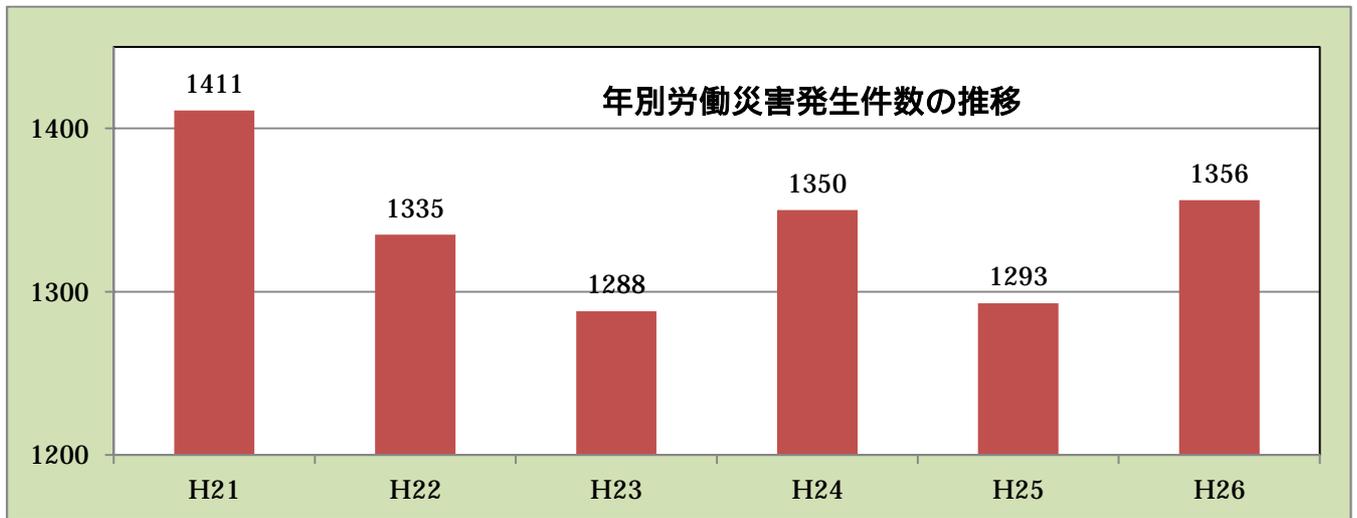


主唱：奈良労働局 / 奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署

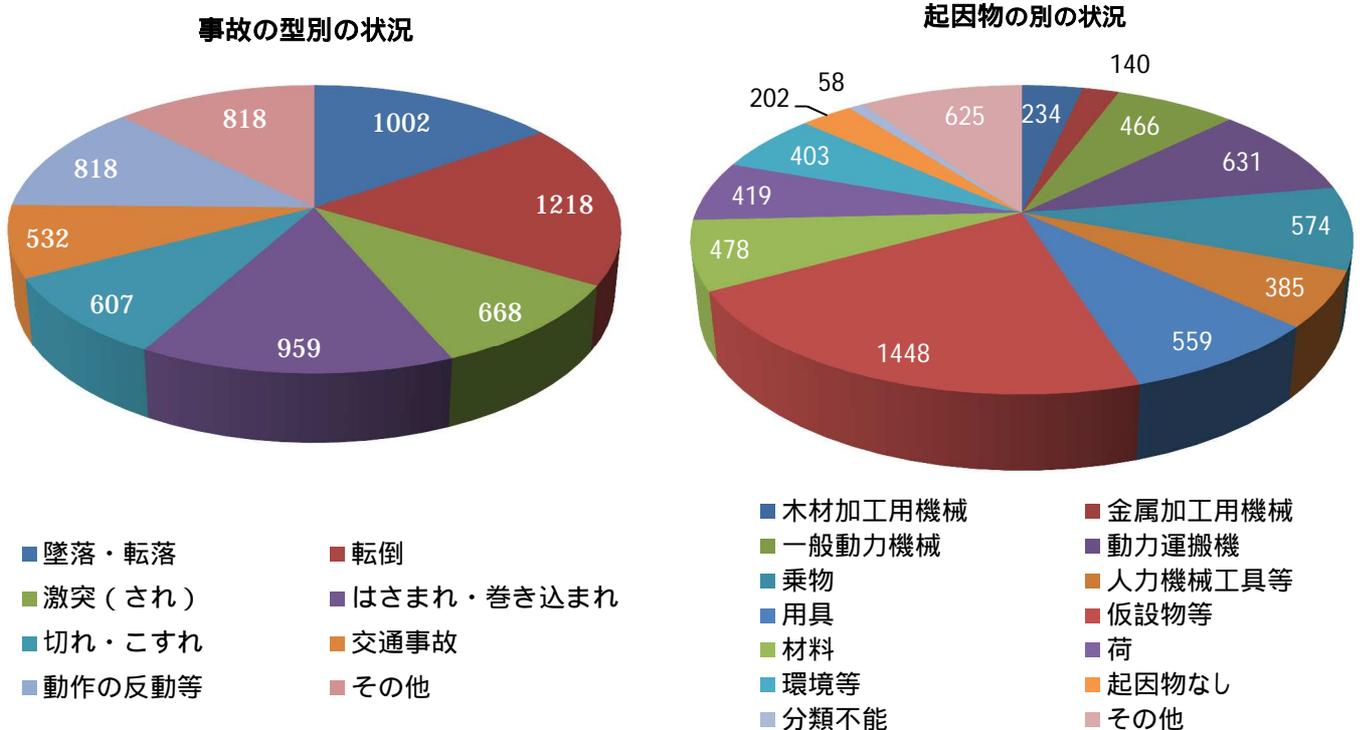
協賛：(公社)奈良県労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会奈良県支部 / 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部 / (一社)日本ボイラ協会奈良支部 / (公社)建設荷役車両安全技術協会奈良県支部

奈良県内での労働災害発生状況

1. 年別労働災害発生件数の推移 (資料：労働者死傷病報告)

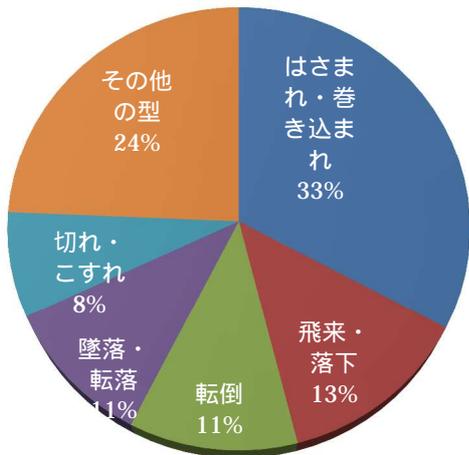


2. 平成22～26年累計の事故の型別・起因物別発生状況 (休業4日以上死傷者)

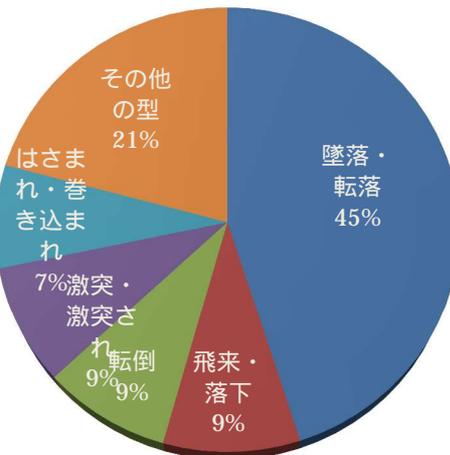


3. 主要な業種別・事故の型別発生状況（平成26年休業4日以上之死傷者）

製造業

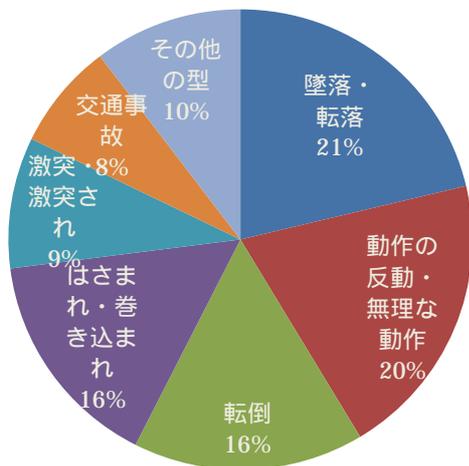


建設業

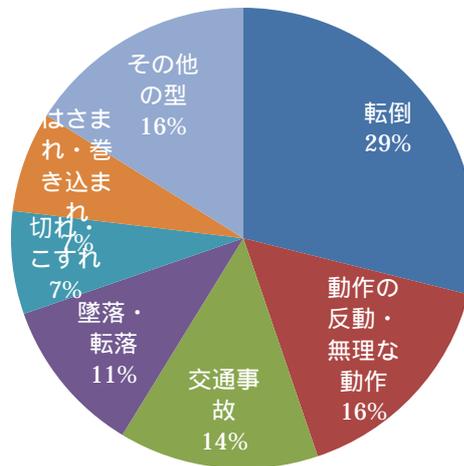


製造業では、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」で4割を占めています。建設業では、依然として「墜落・転落」が全体の約半数を占めています。

陸上貨物運送事業



第三次産業



陸上貨物運送事業では、荷積み作業中の「墜落・転落」が最も多く、「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」と「転倒」が続いています。第三次産業では、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「交通事故」の順となっています。

労働安全衛生規則等の改正情報！

1. 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始しました
厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上之死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため以下のサイトを開設しました。

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

2. 足場から墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～

足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成21年6月に労働安全衛生規則を改正し、足場、架設通路及び作業構台からの墜落・転落防止措置等の見直しが行われていたところです。この度、当該見直しによる労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」での専門家による検討を踏まえ、対策の強化を図ることとし、所要の改正を行いました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081917.html>

詳しくは、奈良労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご参照ください。

全国安全週間における事業場の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場においては、次の事項を実施してください。

本週間及び準備期間中に実施する事項《以下の事項について日常の安全活動の総点検を行う》

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚、安全パトロールによる職場の総点検の実施を行う。
- 2 転倒災害防止対策の取組状況の確認、足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認を行う。
- 3 安全旗の掲揚、標語等の掲示、講演会の開催、安全関係の資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信を行う。
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書 職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけを行う。
- 5 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- 6 「安全の日」等の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

継続的に実施する事項

- 1 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 2 職業生活全般を通じた各段階の安全教育の徹底
- 3 自主的な安全衛生活動の促進

業種横断的な労働災害防止対策

- 1 STOP！転倒災害プロジェクト2015
- 2 交通労働災害防止対策
- 3 熱中症予防対策・腰痛予防対策・酸素欠乏症等の防止対策
- 4 化学物質による労働災害防止対策

業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

- 1 製造業の労働災害防止対策の推進
安全作業マニュアルの整備、安全衛生教育の実施、未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化 等
- 2 建設業の労働災害防止対策の推進
足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底 等
- 3 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底、荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施 等
- 4 第三次産業の労働災害防止対策の推進
安全衛生推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施
- 5 林業の労働災害防止対策の推進
車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底、間伐作業での安全対策の徹底
- 6 爆発・火災災害防止対策の推進
非正常作業におけるリスクアセスメント等の徹底及び必要に応じてのリスクアセスメントの見直し

平成27年度
(第44回)奈良県産業安全衛生大会

と き：平成27年10月14日(水)

と ころ：かしはら万葉ホール

内 容：特別講演・表彰式・保護具の展示・
相談コーナー等を予定しています。